

【訂正情報】

書籍『医療・介護・福祉の消費税』（平成 23 年 10 月発行）において、以下の訂正等がありましたので、お詫び申し上げます。

また、追加の修正事項は随時当社のホームページ（<http://www.zeiken.co.jp> 「書籍」をクリック）にてお知らせ致します。

税務研究会出版局

P94

Q2-27 D P C 対象病院に入院中の患者が他の医療機関を受診した場合

平成 24 年 8 月 9 日発出の厚生労働省事務連絡「疑義解釈その 8」にて、書籍では課税としているところ、非課税という見解が出されました。

「D P C 対象病院に入院中の患者が他の医療機関を受診した場合の当該他の医療機関が収受する診療報酬に係る消費税の取扱いについては非課税となる」

→平成 24 年 8 月 9 日発出の厚生労働省事務連絡「疑義解釈その 8」（D P C-3 頁）参照

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryouhoken/iryouhoken15/dl/zimu2-8.pdf

P152

Q3-13 入所者から費用を徴収した場合の「嗜好品」「贅沢品」（下から 3 行目）

（誤）	その費用もいわゆる日常生活費には該当せず、サービスの提供とは関係のない費用として徴収を行うことになり <u>消費税は課税されます。</u>
（正）	その費用もいわゆる日常生活費には該当せず、サービスの提供とは関係のない費用として徴収を行うこと <u>になります。</u>

(H24. 9)